

住民税の申告書をお送りします 申告が必要な方は区税務課へ申告を

平成29年度の住民税(特別区民税・都民税)を申告した方等には、2月2日(金)に30年度の申告書を発送します。申告が必要な方は、受付期間内に区税務課(本庁舎6階)へ申告してください。申告書は郵送でも提出できます。申告の内容は国民健康保険料・介護保険料等の算定の資料になります。収入が一定額以下の方も、申告書の提出にご協力ください。

【受付日時】2月5日(月)～3月15日(木)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日等を除く。火曜日は午後7時まで)

※初日・最終日は申告窓口が大変混雑します。郵送での申告もご利用ください。

【手続きに必要な書類】本人確認書類(1面右参照)

※代理申告は、委任状と代理人の身元確認・申告者本人の個人番号確認が必要です。

※区が発送する申告書(申告者の住所・氏名の

フリガナ・生年月日が印字されたもの)は、本人の身元確認・代理申告の代理権確認(委任状の代わり)として使用できます。本人の個人番号確認書類もお持ちください。

●区役所の日曜開庁日にも受け付けます
【受付日時】2月25日(日)午前9時～午後5時
【申告会場・問合せ】区税務課課税第一係 ☎(5273)4107・課税第二係 ☎(5273)4108 (いずれも本庁舎6階・FAX(3209)1460)へ。

29年度からの変更点

- 医療費控除の申告添付書類
所得税と同様の変更をしています。詳しくは、1面でご案内しています。
- 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を創設
予防接種・定期健康診断等を行う方が特定の医薬品を購入した場合、合計額のうち、1万2,000円を超える部分の金額(上限8万8,000円)の控除が受けられます(定期健康診断や予防接種を実施した証明書類の提出が必要)。従来の医療費控除との選択制です(法定納期限の翌日から5年間)。
- 上場株式等にかかる配当所得等は所得税と住民税で異なる課税方式を選択できます
所得税と異なる課税方式を選択するには、納税通知書発送前に住民税申告書の提出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

所得税及び復興特別所得税・住民税(特別区民税・都民税)の申告のときにご確認ください

29年中にお支払いいただいた「社会保険料の額」の確認方法

「国民健康保険料」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」は、納付した全額が所得税や住民税の社会保険料控除の対象になります。納付額は、次の方法でご確認ください。

●年金からの引き落としで支払った方

日本年金機構等から1月中にお送りする「公的年金等の源泉徴収票」に、29年中に年金引き落とし(天引き)でお支払いいただいた社会保険料(国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料)の金額が記載されています。

●納付書で支払った方

領収証書(納付済みの納付書)でご確認ください。

●口座振替で支払った方

預(貯)金通帳や、区から12月または1月にお送りした「口座振替払込済通知書」でご確認ください。

※平成29年中に納付方法が変わった方は、それぞれの支払額の合計金額、還付があった方は、支払った額から還付額を差し引いた額が控除の対象になります。

【問合せ】▶国民健康保険料…医療保険年金課国保収納係(本庁舎4階) ☎(5273)4158・FAX(3209)1436

▶後期高齢者医療保険料…高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562・FAX(3203)6083

▶介護保険料…介護保険課資格係(本庁舎2階) ☎(5273)4273・FAX(3209)6010へ。

国民年金保険料の控除の申告には社会保険料控除証明書が必要です

国民年金保険料は、納付した全額が所得税や住民税の社会保険料控除の対象になります。控除を受けるには、納めた国民年金保険料の金額を証明する書類の提出が必要です。

29年中に納付した保険料のうち、9月30日までの納付を証明した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、11月上旬に日本年金機構から発送しました。確定申告や住民税の申告の際は、この証明書と10月1日～12月31日に納めた国民年金保険料の領収証書を提出してください。

29年10月1日～12月31日に、その年初めて国民年金保険料を納めた方には、2月1日(木)に控除証明書を発送する予定です。

【問合せ】ねんきん加入者ダイヤル(ナビダイヤル) ☎0570(003)004(平日午前8時30分～午後7時、第2土曜日午前9時～午後5時)へ。050から始まる電話からは ☎03(6630)2525へ。

高齢者のおむつ代を医療費控除で確定申告する方へ

介護保険の要介護認定を受けている方のおむつ代を、医療費控除の対象として確定申告する場合、最初に申告する年は、おむつ代の領収書に添付する医師発行の「おむつ使用証明書」が必要です。

おむつ代の申告手続きが2年目以降であれば、区が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます。次の4つの要件を全て満たす方には、同確認書を発行します。発行には申請する方の本人確認書類(運転免許証等)が必要です。事前にお問い合わせください。

▶おむつ代を医療費控除の対象とする確定申告が2年目以降である(平成28年分の確定申告でおむつ代を医療費控除として申告した方)

▶29年中に購入したおむつ代を医療費控除で確定申告する

▶28年または29年中に介護保険の要介護認定を受けている

▶主治医意見書で「寝たきり度がB1～C2で、尿失禁の可能性がある」ことを確認できる

【発行窓口・問合せ】介護保険課認定第一係(本庁舎2階) ☎(5273)3643・FAX(3209)6010へ。

寝たきり高齢者等に障害者控除が適用されます

65歳以上で、寝たきりの方や認知症で日常生活に支障のある方は、「障害者手帳の交付を受けた方」に準ずるものとして認定が受けられます(認定には基準があります)。



納税者本人または被扶養者が認定を受けると、所得税・住民税の障害者控除が適用されます。

【問合せ】高齢者支援課高齢者相談第一係 ☎(5273)4593・高齢者相談第二係 ☎(5273)4254(いずれも本庁舎2階・FAX(5272)0352)へ。



衣類・和服・毛糸の分別回収

家庭で眠っている衣類(子ども服も可)・和服・毛糸を左記会場で回収します。衣類と和服は分けてお持ちください。靴・かばん、虫食い・カビ等劣化しているものは回収できません。
【日時】2月5日(月)正午～午後4時
【会場・問合せ】環境学習情報センター(西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3344)6277へ。駐車場はありません。

生ごみたい肥サロン

【日時】2月18日(日)午後1時30分～3時30分
【内容】段ボール箱の中で作る生ごみたい肥の情報交換(講師は土橋由枝・新宿区エコライフ推進員ほか)
【会場・申込み】往復はがきかファックスに3面記入例のとおり記入し、2月10日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3344)6277へ。
【費用】100円(資料代)

新宿ビジネス交流会

東京商工会議所新宿支部との共催で開催します。さまざまな業種の方と交流し、新たな事業展開のきっかけづくりにご活用ください。
【日時】2月23日(金)午後2時～5時
【会場】区立産業会館(BIZ新宿、西新宿6-8-2)
【対象】中小企業・個人事業主、60社(1社に付き2名まで)
【内容】基調講演「ビジネスに活かせる『人の心の動かし方』」(講師は椎名雄一・日本心理療法協会代表理事)、グループ交流、名刺交換会
【申込み】所定の申込書を1月29日(月)～2月16日(金)にファックスで東京商工会議所新宿支部 ☎(3344)3251へ。先着順。申込書は新宿区ホームページから取り出せます。

創業スクール

【日時】4月7日～28日の土曜日午前9時30分～12時、全4回
【会場】西京信用金庫本店(新宿4-3-20)
【対象】区内での創業を目指す方、40名
【内容】創業に必要な知識(経営・財務・人財育成・販路開拓)の習得
【申込み】2月1日(木)から所定の申込書をファックスで同信用金庫融資部経営支援グループ ☎(3356)8045・FAX(3356)5595へ。先着順。申込書は新宿区ホームページから取り出せます。
【区の担当課】産業振興課産業振興係 ☎(3344)0701

リサイクル講座

●風呂敷のいろいろな結び方・包み方
【日時】2月27日(火)午後1時～3時
【対象】区内在住・在勤の方、30名
【費用】100円(資料代)
【持ち物】風呂敷、バンダナ(各1枚)
【共催】新宿環境リサイクル活動の会
【会場・申込み】往復はがきに3面記入例のとおり記入し、2月7日(必着)までに新宿リサイクル活動センター(〒169-0075高田馬場4-10-2) ☎(5330)5374(月曜日休館)へ。応募者多数の場合は抽選。

魚のおろし方教室

区内の鮮魚店店主が一人一人に教えます。
【日時】2月25日(日)午前10時～12時
【会場】落合第一地域センター(下落合4-6-7)
【対象】区内在住の16歳以上で、初めて教室に参加する方、15名
【持ち物】先の尖った包丁(出刃包丁など)、ふきんほか
【申込み】往復はがき(1人1枚)に3面記入例のとおり記入し、2月6日(必着)までに産業振興課産業振興係(〒160-0023西新宿6-8-2) ☎(3344)0701へ。応募者多数の場合は抽選。